

香川県環境基本計画（素案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先
 環境政策課 環境マネジメントグループ
 〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
 電話:087-832-3213/FAX:087-806-0227
 E-mail: kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

令和3年6月29日から令和3年7月28日までの1カ月間、香川県環境基本計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から5件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉 個人 2人 合計 2人	〈提出されたご意見の数〉 計画の推進に関すること 5件 合計 5件
------------------------------	---

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
計画の推進に関すること	
1-3 県民参加の山・川・里（まち）・海的环境保全 グリーンツーリズムについての言及があるとよい。自然な循環を体感し、自然な循環を取り戻すことにより、気候変動や地球温暖化等の言葉を聞かなくなる時代を望む。	「1-3-1 みどりづくりの推進」の「エみどりを活かした地域づくり活動の推進」において、農山村地域と都市住民の交流促進に努めることを記載しており、この施策の中で、グリーンツーリズムの推進にも取り組むこととしております。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>2-1 地球温暖化の防止を図る対策（緩和策）</p> <p>再生可能エネルギーを使った自給率の具体的な数値目標を記載していただきたい。</p>	<p>本県では、日照時間が長いという自然的特性を踏まえ、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入を進めていることから、再生可能エネルギーを使った自給率に関する指標としては、太陽光発電システムの設置容量を設定しており、R7 年度末には R2 年度末の約 1.5 倍の 1,240,000 kWまで増加させることを目標にして、再生可能エネルギー等の導入促進に取り組んでまいります。</p>
<p>3-1 循環型社会づくりの推進</p> <p>プラスチックごみに対する保証金(デポジット)制度の導入を検討してほしい。</p> <p>欧州各国では数十年前より保証金制度を導入し、プラスチックやその他の資源の回収率は飛躍的に上昇している。</p> <p>結果的にゴミ処理負担の費用分の税金を抑制することができるなど大きなメリットが見込まれ、現況の一般廃棄物のリサイクル率を改善することができる。</p>	<p>御意見のとおり、デポジット制度は、拡大生産者責任の考え方に沿うものであり、廃棄物の発生抑制や資源ごみの回収率向上に有効です。</p> <p>一方で、デポジット制度を導入している地域では製品が割高となるため、導入していない地域で購入されることによってその効果が得られなくなるほか、換金目的で導入していない地域から使用済み製品が持ち込まれることが懸念されるなど、自治体間で取扱いが異なると、実効性が損なわれる可能性があります。</p> <p>こうしたことから、デポジット制度は全国一斉に同一基準で導入することが必要であると考えており、本県では、毎年度、デポジット制度の導入など拡大生産者責任に基づく廃棄物回収システムの構築を、国に対して提案・要望しているところです。</p>
<p>3-3 水循環の促進</p> <p>香川県の人口が減少している中で、1人1日当たりの水道の生活用平均給水がほとんど変化しないのは大きな問題である。節水活動の促進はもちろんのこと、水資源を節約するようなインセンティブ、例えば水使用量が毎月一定以下の家庭や企業にはメリットを与える、逆に多くの水を使用している企業には過料を与えるなどを検討していただきたい。</p>	<p>御意見のとおり、とりわけ本県においては、水資源は貴重であり、節水への取組みが重要であることから、県と市町で構成する「節水型街づくり推進協議会」において、啓発用冊子を作成し、県内の小学4年生全員に配布するなど様々な節水啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>また、香川県広域水道企業団の水道料金においては、使用量が多くなるほど多くの水道料金を負担する費用通増型の料金体系が基本となっております。</p> <p>今後とも県民の皆様に節水を実践していただけるよう、引き続き、節水啓発に取り組んでまいります。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>4-3 農地等の保全と持続的活用</p> <p>全国的にも検討が始まっている農地を太陽光発電に活用する「ソーラーシェアリング」を促進する制度について検討・実施していただきたい。農地で太陽光発電ができるようになれば、再生可能エネルギーを使った自給率にも貢献することが期待できる。</p>	<p>「2-1-2 再生可能エネルギー等の導入促進」の「ア 太陽光発電の導入促進」において、事業用太陽光発電を地域と共生した形で導入することとしており、この施策の中で耕作放棄地等を活用した太陽光発電による再生可能エネルギーの導入や利活用についても調査・検討を進めることとしております。</p>

香川県地球温暖化対策推進計画（素案）について提出された

ご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

環境政策課 地球温暖化対策グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3215/FAX:087-806-0227

E-mail:kankyoseisaku@pref.kagawa.lg.jp

令和3年6月29日から令和3年7月28日までの1カ月間、香川県地球温暖化対策推進計画（素案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、7人から22件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 7人

合計 7人

〈提出されたご意見の数〉

計画の背景に関すること 2件

計画の目標に関すること 9件

目標の達成に向けた対策に関すること 6件

その他 5件

合計 22件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第1章 計画の背景 1 地球温暖化の現状に関すること	
図1-1-2(P4)は気温上昇の基準年がつい最近と比較していて、一般に使われている「産業革命前から1.5℃」上昇云々、というパリ協定での安定化目標の数字と大きくずれているので、縦軸の0の気温が産業革命前から何度上がっているのか、を追記するべきである。	図1-1-2は、将来、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなることを示したものです。 なお、第1章1に記載のとおり、気候変動に関する政府間パネル報告書によれば、1880年から2012年において世界平均地上気温は0.85℃上昇したとされております。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
第1章 計画の背景 2 地球温暖化に関する取組みに関すること	
<p>(3) 香川県の取組み</p> <p>これまでよりも高いCO₂排出削減目標を掲げるにあたっては、県民との間で気候危機の現実に対する認識と危機意識の共有が必要である。危機意識をより高める啓発的な意味も含めて、香川県の「2050年CO₂排出量ゼロ宣言」と「気候非常事態宣言」について、より詳しく具体的に言及することが適切と考える。</p>	<p>地球温暖化対策は、県民、事業者が一体となって取り組む必要があり、そのためには、気候が危機的な状況にあるという認識を共有することが重要であることから、本計画では、第2章7として、気候変動の影響及び将来予測を、また、第5章表5-2-2-2として、各分野において将来予測される影響を、具体的に記載しております。</p> <p>こうした内容については、各種イベントや環境学習など、普及啓発の機会を捉えて、周知していくこととしております。</p>
第4章 計画の目標 2 温室効果ガス排出量の削減目標に関すること	
<p>2025年度に2013年度比で33%削減という目標はあまりに目標値が低すぎる。もっと高い削減目標を設定すべきではないか。</p> <p>(同趣旨ご意見4件)</p>	<p>地球温暖化対策は、国と地方が方向性を一にして取り組む必要があることから、県では、国にあわせて、「2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げるとともに、本計画の削減目標についても、国の削減目標（2030年度に2013年度比46%減）に沿って設定しております。</p>
<p>2030年度の削減目標を明確に設定すべきではないか。また、同目標の上方修正が必要ではないか。</p> <p>(同趣旨ご意見2件)</p>	<p>地球温暖化対策は、国と地方が方向性を一にして取り組む必要があることから、県では、国にあわせて、「2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げるとともに、本計画の削減目標についても、国の削減目標（2030年度に2013年度比46%減）に沿って設定しております。</p> <p>なお、本計画は、計画期間を令和7(2025)年度までとしていることから、温室効果ガス排出量削減の目標年度についても、令和7(2025)年度としております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>CO₂以外の個々の温室効果ガスについても個別に削減目標と方策を記述すべきである。</p>	<p>温室効果ガス排出量の90%以上はCO₂であることから、本計画では、CO₂について、削減目標を掲げ、重点的に取り組むこととしております。</p> <p>また、代替フロン等のCO₂以外の温室効果ガスについても、高い温室効果が認められていることから、第5章1-4に記載のとおり、排出抑制・削減のための取組みを進めることとしております。</p>
<p>第5章 目標の達成に向けた対策 2 施策の展開に関すること</p>	
<p>達成のための行動目標について不十分で、多くの項目が「情報提供を行うこと」となっているが、実際これで削減が見込めるのか。また数値目標の記載があるが、これは必要な削減量を達成できる数字なのか。CO₂削減目標との整合性を知りたい。県有施設は早急にZEB ZEH改修するなど、自らの判断で実行できることについてはより意欲的な目標と期限を明示していただきたい。</p>	<p>地球温暖化対策は、県民、事業者が一体となって取り組む必要があることから、まずは、情報提供等により意識の醸成を図り、行動変容を促していくことが重要であると考えております。</p> <p>また、国と地方が方向性を一にして取り組む必要があることから、県では、国にあわせて、「2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げるとともに、本計画の削減目標についても、国の削減目標（2030年度に2013年度比46%減）に沿って設定しております。</p> <p>なお、第6章1に記載のとおり、県は、本計画に沿って、自ら率先して環境へ配慮した行動を実践することとしております。</p>
<p><u>1-1-2イ 建築物の省エネルギー化の促進</u> エネルギー効率向上や自然エネルギー事業の施工やメンテナンスは、県外の手業者任せではなく、地域の事業者が取り組むような政策的な仕組み作りが必要であり、県内に事業者を育てていく施策が望まれる。</p>	<p>地球温暖化対策を進めるにあたって県内産業の振興は重要であることから、第5章1-2-2イに記載のとおり、先進的な知見を有する大学や公設試験研究機関と県内企業との連携も図りながら、エネルギー関連産業の育成を図ることとしております。</p>
<p><u>1-1-2ウ 環境にやさしい自動車の導入促進</u> PHVは、内燃機関を搭載し化石燃料を使用しながら走行するものであり、脱炭素にそぐわない。交通（輸送）におけるCO₂排出量削減を進める上で導入拡大を図るべきではない。</p>	<p>国の2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略では、電動車にプラグインハイブリッド自動車（PHV）が含まれていることから、本計画でも同様の考え方としております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p><u>1-2-1 太陽光発電の導入促進 について</u> 香川県にはソーラーシェアリングの適地も多く存在すると考えられるが、例えば、営農型太陽光発電は、農地法との関連などで普及が進んでいない。県として部局、関係機関横断的な調整、支援の役割を果たす必要があると思うが、計画では触れられていない。</p> <p>また、太陽光発電設置容量の目標が「検討中」となっているが、野心的な目標を設定すべきである。</p>	<p>本計画は、県としての計画であることから、県の組織内の連携については触れておりませんが、実際の取組みに当たっては、十分な連携を図っていくこととしております。</p> <p>また、それぞれの取組みに記載のとおり、関係機関等との連携についても、十分に図っていくこととしております。</p> <p>再生可能エネルギーの導入促進の指標の一つである太陽光発電システム設置容量については、R7年度末に、R2年度末の約1.5倍まで増加させることとしております。</p> <p>R2年度:821,728kW→R7年度:1,240,000kW</p>
<p><u>1-3 森林整備と都市緑化の推進</u> 今後、森林環境譲与税や森林環境税を香川の森林保全と森林資源利用にどのように有効に活用するか、国任せではない、地域の住民・企業・行政が協力し、検討が必要である。</p>	<p>本県では、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図るとともに、県産木材の供給・利用を促進するため、植栽や間伐等の森林整備への支援や、付加価値の高い県産木材の加工・流通体制の整備への支援など、森林整備と森林資源循環利用の推進に森林環境譲与税を活用することとしております。</p> <p>また、こうした取組みについては、市町や林業・木材産業関係者等と十分な連携を図りながら進めていくこととしております。</p>
<p><u>2-1-1 気候変動適応センターの機能強化について</u> 「県内の気候変動影響に関する情報提供件数」が現状では「0」、目標は「10」となっているが、目標数値を上げて、さらに積極的に情報提供する必要がある。</p> <p>多くの県民は、気候変動が自分たちの暮らしにどのように影響しているのか、さらには今後、どのような危機的な状況が起こり得るのか、必ずしも実感できていない。</p> <p>気候危機の深刻さについて、多くの県民が理解できるよう、情報提供が必要である。</p>	<p>指標については、県気候変動適応センターが独自に収集・分析した情報に関するものであり、これ以外にも、気候変動の影響や適応策についての理解が深まるよう、国や関係機関からの情報などを含め、ホームページやパンフレットなど各種広報媒体等を利用して、積極的な情報提供を行うこととしております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
その他に関すること	
<p>徳島県のように気候変動対策推進条例を策定してほしい。温室効果ガスの削減目標を条例化してはどうか。</p>	<p>本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定するものであり、県では、本計画に沿って、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策に加え、現在及び将来の気候変動の影響に対応する適応策についても、必要な取組みを進めていくこととしております。</p>
<p>気候問題は目の前に迫った危機であることから、香川県の最重要課題として掲げてほしい。</p>	<p>地球温暖化対策については、県では、国にあわせ、「気候が危機的な状況であることを認識し、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする」ことを目標に掲げるなど、重要な課題の一つとして進めていくこととしております。</p>
<p>今後の省エネとCO₂削減可能性は、電力会社の発電種別のシェアにおけるCO₂排出係数に大きく依存していることから、四国電力のCO₂排出係数を、数値目標化させて、四国電力と四国4県知事が協定をむすぶといった対策が必須なのではないか。</p>	<p>CO₂排出量は、電気事業者の電力排出係数に依存する部分が多いことから、県では、これまでも、四国電力株式会社と意見交換等を行っており、引き続き、連携・協力を図りながら、取り組んでいくこととしております。</p> <p>なお、四国電力株式会社からは、2030年度CO₂排出係数0.37kg-CO₂/kWh程度（2017年度実績0.514kg-CO₂/kWh）を目指して、低炭素化に取り組むことが公表されております。</p>
<p><u>気候危機対策とSDGsの関連性</u> 気候危機対策に積極的に取り組むことは、地球を持続可能なものとして存続させていくことと整合的な関係にあり、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は気候危機対策と一致する。このような、地球の持続可能性への言及があつてしかるべきである。</p>	<p>SDGsが掲げるゴールは環境の分野に関連するものが多いことから、本計画でも、第2章5の「基本的な考え方」に取り入れ、第5章2の「施策の展開」において、それぞれの取組みと方向性を同じくするSDGsのゴールについて記載するなど、SDGsを十分に踏まえた取組みを進めることとしております。</p>

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p><u>気候正義・気候安全保障・生物多様性</u> 国際自然保護連合（IUCN）によると、1970年以降、脊椎動物の個体数は平均68%も減少し、35000種が絶滅の危機にある。G7共同声明では、生物多様性は気候危機と並んで繰り返し言及されている。このような問題への言及が欲しい。</p>	<p>気候変動の影響は「農業・林業・水産業」や「自然生態系」など様々な分野に広がっており、本計画でも、第5章表5-2-2-2において、「自然生態系」分野についても、現在既に生じている影響、将来予想される影響、本県における適応の方針を整理しているところです。</p>